

《第3部会》

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案【逐条解説】(案)

第5章 議会・行政

(公益通報)

第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。

《解説》

地方自治体は、法令を遵守し、公正に運営しなければなりません。そのため、市の職員が業務にたずさわる中で不正行為を見つけた場合は、その事実を通報することが「できる。」とするのではなく、「しなければなりません。」というように義務として定めています。

市では、既に通報者(市職員)の保護について、「越谷市職員の公益通報に関する要綱」(以下要綱)で定めていることから、あらためて自治基本条例に規定する必要があるのかという議論もありましたが、通報者(市職員)の保護を図ることで透明で公正な市政運営を実現するというこの仕組みをより積極的に活かすため、公益通報をあえて義務として決めました。

なお、要綱では、副市長、収入役、教育長及び総務部長で組織する「公益通報委員会」を通報先として定めています。

(行政運営の原則)

第 18 条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。

2 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。

3 市長等は、市政情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。

4 市長等は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に分かりやすく説明します。

5 市長等は、市政の課題等に対応するため、自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。

6 市長等は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

《解説》

行政運営の基本的な進め方について、公正かつ公平な視点に立った効率的で透明性のある行政運営、市民ニーズの把握に基づく行政サービスの向上、分かりやすい情報提供、政策や施策の立案から評価のそれぞれの過程における説明責任、自らの責任による法令等の自主解釈、国や県、他の自治体との連携・協力の6つを掲げています。

第5項の法令の自主解釈については、地方自治法に「法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定してあるとおり、そもそも実効することが可能なのかという意見もありました。しかし、地方分権の進展する中、地域の実情に合った市政の課題解決がこれまで以上に重要となることから、法令の調査研究を重ね、その範囲内において自主的かつ適正に解釈するということの重要性と、その解釈の透明性を高めるための説明責任について記述することになりました。

これらの原則は、地方分権の進展や少子高齢化などの社会環境の変化に対応し、自治を推進する上で必要不可欠な要素です。

(財政運営)

第 19 条 市は、自主財源の確保に努めるとともに、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど財政基盤の強化に努めます。

2 市長等は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 市長等は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

《解説》

自立した自治体運営を行うためには、財政基盤の強化が不可欠です。そして、そのための自主財源の確保としては、市税の収納率の向上、産業の振興、市有財産の有効活用などが挙げられます。

市長等は、長期的な展望に立ち財政計画を策定し、地方自治法第 2 条第 4 項に規定している「基本構想」やその他の重要な計画および行政評価等の結果を基に予算を編成するなど、適正な歳入、歳出による健全な財政運営に努めなければなりません。

また、開かれた財政運営を行い、その透明性を確保する観点から、市民に分かりやすく財政状況を公表することについて定めています。

市の歳入には、市税等の自主財源だけではなく、国や県からの交付金等をはじめとする依存財源もあります。また、依存財源は、国等の制度やその変更の影響が大きいことから、財政基盤の強化については、限界があるのではという意見もありました。しかし、財政的裏づけなくして自主的な市政運営はありえないという考えからあえて記述しました。

なお、この規定は、法定外税の新設、手数料や使用料の見直しなどによ

る市民の負担を安易に求めるものではありません。

(組織)

第 20 条 市長等は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

2 市長等は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

《解説》

地方分権が進み、市民のニーズ（要望）やライフスタイル（生活様式）が多様化する中で、行政組織は、様々な政策課題に的確に対応するため、機能的であるとともに、柔軟な対応が可能な横断的な組織でなければなりません。また、市民にとって分かりやすいことを第一に、社会情勢の変化に対応できるように必要に応じて組織の見直しを図ることについて定めています。

(危機管理)

第 21 条 市長等は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

《解説》

市民の生命、身体および財産等の安全性を確保し、安心して暮らせるまちづくりをすすめることを行政の重要な役割として定めています。

また、市民が互いに助け合えるよう日常的な交流を通じて、相互の信頼

この条では、これらの行政評価等の仕組みを有効に活用し、市政運営を行うとともに、その結果を市民に分かりやすく公表することについて定めています。

なお、行政内部による評価については、前年度に実施した550～560程度の事務事業の事後評価のことを指し、「妥当性」、「効率性」、「有効性」、「貢献度」の視点から総合的に担当課で評価を行っています。また、外部による評価については、行政内部による事務事業評価に外部の視点を加え、評価における客観性・透明性を確保することを目的とし、50～70程度の外部評価対象事業を抽出し、自治体・企業経営コンサルタントや企業経営者等の外部委員により評価を行っています。

第6章 参加と協働

(市民の行政への参加)

第23条 市長等は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

2 市長等は、審議会等の附属機関およびこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

3 市長等は、前項の市民公募を行うにあたっては、自らの意思を伝えることが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

《解説》

まちづくりには、その主人公である市民の行政への参加が不可欠です。そのため、行政が、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において多様な市民が参加できる制度の整備に努め、参加の機会を保障することについて定めています。

参加には、第26条に規定している「意見公募手続（パブリックコメ

ント)、第27条に規定している「住民投票」の他、意向調査(市民アンケート)、説明会、市民アンケート、ワークショップ、審議会など様々な方法が考えられますが、少子高齢化社会や男女共同参画社会などの社会環境の大きな変化における多様な市民のニーズ(要望)やライフスタイル(生活様式)に対応した方法が求められます。

また、審議会等の附属機関などに市民公募の委員を選任することを努めるとともに、市民公募を行うにあたっては、障がい者、高齢者など自らの意思を伝えることが困難な市民の参加が可能になるように配慮することについて定めています。

なお、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」では、公募により選任する委員の人数を委員定数のおおむね20パーセント以上とする、女性委員を積極的に登用する(目標値 構成比率35パーセント)など、市政に関する市民参加の促進について定めています。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働)

第24条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。

2 市長等は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織および集団の役割を理解・尊重して、連携・協力します。

《解説》

地域コミュニティ組織や市民活動団体と市長等が対等な立場で公共的活動をする協働の推進について定めています。このことは、市民の行政への参加と並び、まちづくりをすすめる上で重要な要素です。

また、協働が十分に行われるためには、行政による考え方や仕組みの整備が必要不可欠です。

(市民活動の支援)

第25条 市長等は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性や自立性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。

《解説》

市民（団体を含みます。）の主体的な公共活動に対し、自主性や自立性を尊重したうえで、行政が支援することについて定めています。

地方分権が進展し、社会環境が大きく変化する中で、市民には、従来の公共領域（政府・地方自治体）でも私的領域（企業等）でもない、新しい公共領域の担い手としての役割が期待されています。

しかし、一方で、市民活動の現状については、資金、活動拠点、人、情報などに様々な課題を抱えているという側面もあります。

第24条（地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働）に規定してあるとおり、協働の推進は、まちづくりをすすめる上で重要な要素の一つです。市民活動の支援としては、活動拠点の確保や場所の提供等の環境整備、情報の収集および提供、活動機会の提供、財政支援などが考えられますが、それらの支援により協働によるまちづくりの意義や効果は、一層深まります。

新しい公共領域 従来、政府や地方自治体が担ってきた公共領域や企業等が担ってきた私的領域では、カバーすることが出来ない協働により担う公共領域。阪神・淡路大震災におけるNPO等の活動を契機に、地域コミュニティ、市民活動団体、企業等の様々な主体がその担い手として求められている。

(意見公募手続)

第26条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。

2 市長等は、前項の手続により提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

《解説》

地方自治法第2条第4項に規定している「基本構想」やその他の重要な計画等の策定にあたって、事前にその計画案等を公表し、市民から意見を募る手続について定めています。また、行政は、提出された市民からの意見に対して考え方を公表します。

市民が、市政への参加の手段の一つとして意見を提出する機会を保障し、行政の政策や施策の形成過程の公正性を図るための制度です。